

「地域密着型サービス事業者」の選定結果について

【スケジュール】

内 容	期 限 等
公募型プロポーザル実施の公告 (ホームページ掲載)	令和3年4月19日(月) ～令和3年5月17日(月)
プレゼンテーション及び審査	令和3年6月1日(火)

【経緯】

令和3年度から3カ年の第8期介護保険事業計画に基づき、質の高い地域密着型サービスを提供する観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護候補事業者を公募型プロポーザルにより選定を行いました。

【選定方法】

書類審査及びプレゼンテーションとヒアリングによる審査を実施しました。全ての事業につき1事業所から応募がありました。

事業者を公平かつ適正に選定するため、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例施行規則(平成26年桑名市規則第11号)第2条第1項第5号に規定する「介護サービス事業者選定部会」から選任された委員5名および本市職員5名の合計10名で構成される事業者選定審査委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、「桑名市地域包括ケア計画」に対する理解度及び本市が進める方策への寄与度に重点を置いて審査を行いました。

審査基準点を、書類審査の評価点及びプレゼンテーション審査の評価点の配点の合計点の60%とし、審査の結果、審査基準点以上の得点だった為選定を行いました。

【選定事業】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(看護)小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護

【候補事業所】 株式会社ふるさと

【選定理由】

今回選定された候補事業者は、それぞれの事業の提案の内容において、評価項目全体通して大きな欠点項目は見受けられず、地域共生、多世代共生に向けた取り組みについての項目、及び本市の計画や地域包括ケアシステムの理念に対する理解という観点の項目においては、特に評価を得る結果となりました。

「特定施設入居者生活介護事業者」の選定結果について

【スケジュール】

内 容	期 限 等
公募型プロポーザル実施の公告 (ホームページ掲載)	令和3年6月25日(金) ～令和3年7月23日(金)
プレゼンテーション及び審査	令和3年8月23日(月)

【経緯】

令和3年度から3カ年の第8期介護保険事業計画に基づき、多世代共生型のサービス拠点となる事業を展開する観点から、特定施設入居者生活介護候補事業者を公募型プロポーザルにより選定を行いました。

【選定方法】

書類審査及びプレゼンテーションとヒアリングによる審査を実施しました。

1事業所から応募がありました。

事業者を公平かつ適正に選定するため、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例施行規則（平成26年桑名市規則第11号）第2条第1項第5号に規定する「介護サービス事業者選定部会」から選任された委員5名および本市職員5名の合計10名で構成される事業者選定審査委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、「桑名市地域包括ケア計画」に対する理解度及び本市が進める方策への寄与度に重点を置いて審査を行いました。

審査基準点を、書類審査の評価点及びプレゼンテーション審査の評価点の配点の合計点の60%とし、審査の結果、審査基準点以上の得点だった為選定を行いました。

【候補事業所】株式会社ハピネライフー光

【選定理由】

今回選定された候補事業者は、それぞれの事業の提案の内容において、評価項目全体通して大きな欠点項目は見受けられず、地域共生、多世代共生に向けた取り組みについての項目、及び本市の計画や地域包括ケアシステムの理念に対する理解という観点の項目においては、特に評価を得る結果となりました。

「桑名市くらしいきいき教室事業委託事業者」の選定結果について

【スケジュール】

内 容	期 限 等
公募型プロポーザル実施の公告 (ホームページ掲載)	令和3年4月19日(月) ～令和3年5月14日(金)
プレゼンテーション及び審査	令和3年6月1日(火)

【経緯】

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、被保険者が要介護状態となることの予防及び要支援状態の軽減又は悪化の防止を図るとともに、地域における自立した日常生活の支援を総合的かつ一体的に実施することを目的としています。

その中で、本市では、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者（以下「高齢者」という）に対し、リハビリテーション専門職が、「心身機能」を改善するとともに、訪問型サービスをアセスメント及びモニタリングに関与しながら通所型サービスを提供することにより、「活動」や「参加」を促進し、生活機能の向上を目指します。

この専門的なサービスを短期集中で提供する、桑名市くらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実施要綱(平成27年桑名市告示第150号)に規定するくらしいきいき教室(通所型サービスC)及び桑名市介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費支給要綱(平成27年桑名市告示第157号)に規定する介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の支給対象となる事業(以下、「くらしいきいき教室」という。)を受託する事業所は現在7事業所ですが、今後さらにサービス提供体制の充実を図るとともに、本事業を介護予防・日常生活支援総合事業の中核サービスとして推進するため今回委託事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定しました。

【選定方法】

選定にあたっては、書類審査及び応募者によるプレゼンテーションと応募者へのヒアリングを行いました。

委託する事業者を公平かつ適正に選定するため、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例施行規則(平成26年桑名市規則第11号)第2条第1項第5号に規定する「介護サービス事業者選定部会」から選任された委員5名および本市職員5名の合計10名で構成される事業者選定審査委員会を設置し、「令和3年度桑名市くらしいきいき教室事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に記載する「桑名市くらしいきいき教室事業委託審査基準」に従って、審査を行いました。

なお、「桑名市地域包括ケア計画」により選定は3事業所を上限とすることと

しており、書類審査及びプレゼンテーション審査の各委員の採点を合計した点数の6割を最低基準点とし、この最低基準点に満たない場合には選外とする取扱いとしました。

【委託候補事業者】

事業者名 医療法人尚徳会

【選定理由】

委託候補事業者は、提案において、本市の「地域包括ケア計画」に盛り込まれた考え方の共有、職員体制の状況、施設の環境・設備、また生活機能の向上を実現するために適切なサービス内容の提案などの評価項目で提案事業所の中で高評価を獲得し、また最低基準点を超える点数となりましたので、委託候補事業者として選定するという判断に至りました。

「桑名市くらしいきいき教室事業委託指定更新」の審査結果について

【スケジュール】

内 容	期 限 等
指定更新審査実施の公告 (ホームページ掲載)	令和3年4月19日(月) ～5月14日(金)
審査	令和3年6月1日(火)

【経緯】

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、被保険者が要介護状態となることの予防及び要支援状態の軽減又は悪化の防止を図るとともに、地域における自立した日常生活の支援を総合的かつ一体的に実施することを目的としています。

その中で、本市では、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者（以下「高齢者」という）に対し、リハビリテーション専門職が、「心身機能」を改善するとともに、訪問型サービスをアセスメント及びモニタリングに
関与しながら通所型サービスを提供することにより、「活動」や「参加」を促進し、生活機能の向上を目指します。

この専門的なサービスを短期集中で提供する、桑名市くらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実施要綱(平成27年桑名市告示第150号)に規定するくらしいきいき教室(通所型サービスC)及び桑名市介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費支給要綱(平成27年桑名市告示第157号)に規定する介護保険特別給付くらしいきいき教室事業費の支給対象となる事業(以下、「くらしいきいき教室」という。)を受託する事業所は現在7事業所ですが、今後さらにサービス提供体制の充実を図るとともに、本事業を介護予防・日常生活支援総合事業の中核サービスとして推進するため、今回すでに指定を受けている事業所の中で一定の実績を得ている事業者において、一定の質の確保を維持する目的で指定更新審査を行いました。

【選定方法】

選定にあたっては、書類審査によるものとしました。

指定更新対象とする事業者を公平かつ適正に選定するため、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会条例施行規則(平成26年桑名市規則第11号)第2条第1項第5号に規定する「介護サービス事業者選定部会」から選任された委員5名および本市職員5名の合計10名で構成される事業者選定審査委員会を設置し、「桑名市くらしいきいき教室事業に係る指定更新及び委託審査実施要領」に記載する「桑名市くらしいきいき教室事業委託審査基準(指定更新)」に従って、審査を行いました。

なお、書類審査で各委員の採点を合計した点数の7割を最低基準点とし、この最低基準点に満たない場合には選外とする取扱いとして、応募事業者を委託

候補者とすることとしました。

【指定更新事業者】

事業者名	社会福祉法人憩
	有限会社QR（クオ）
	有限会社QR（クオプラス）
	医療法人桑名病院
	有限会社ネオケア
	株式会社プラスナビ
	合同会社エバーファイン

【指定更新選定理由】

指定更新事業者となる7事業者は、提案において、本市の「地域包括ケア計画」に盛り込まれた考え方の共有、職員体制の状況、施設の環境・設備、また生活機能の向上を実現するために適切なサービス内容の提案などの評価項目で最低基準点を超える点数となりましたので、7事業者を選定するという判断に至りました。